

佐賀県訓令甲第9号

本 庁

佐賀県本庁決裁等規程（平成28年訓令甲第7号）の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年11月15日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前					改正後				
別表第3（第4条、第5条関係）					別表第3（第4条、第5条関係）				
所属名	事務の種類	知事の決裁を受けるべき事務	部長専決事務	課長専決事務	所属名	事務の種類	知事の決裁を受けるべき事務	部長専決事務	課長専決事務
略					略				
政策部	県議会との連絡に関する事務	<u>1 県議会を招集すること</u> <u>2 請願の処理に関すること</u>			政策部	県議会との連絡に関する事務	県議会を招集すること	<u>請願の処理に関すること</u>	
略					略				

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。